

## 中国客民の世界へ

中 川 学

### 一 開 題

ここで中国の客民というのは、ひとまず、客戸と客家の総称としておく。これまでの研究史からみれば、このような総称概念を設定することは唐突であるかもしれない。

従来、客戸といえば、人民を主戸と客戸に大別して支配した晩唐・北宋・南宋各王朝の戸籍制度や、租税制度や、土地制度ないし生産関係のワク組みのなかで研究の対象とされ、さかのぼるばあいには魏晉南北朝の制度史のなかで問題にされてきた。しかも、その研究は、主として王朝別に専門分化され、各王朝をつらぬいてのマクロ分析よりも各王朝ごとの断代史的なミクロ分析に大き

く傾いていた。たとえば、マクロ分析がなされたとしても、生産関係の封建的特質をあきらかにするかがりにおいて、封建農奴としての客戸を論ずることが主題となり、その視野は、まだ、客家をつつみこんで位置づけるひろがりをもっていないのが現状である。

他方、客家といえば、おもに華僑史と華人社会の研究のなかでとりあげられ、中国史としての議論があったとしても、華僑のなかの客家幫の源流をたずねて中原の古代王朝にさかのぼる系譜研究か、さもなければ、客家の秘めている抵抗のエネルギーに注目して、械闘とか太平天国運動とかの研究のなかで論及されてきたにとどまる。たとえば、中原の古代王朝にまでさかのぼり、五胡十六国の乱による晋朝の東遷南移の過程に客家の源流がもとめ

られたばあいでも、おなじ晋朝の支配下における客戸の問題と有機的にかみあわせて検討されることは稀有なものであった。

おおよそ以上のような問題状況のもとで、客戸と客家のあいだに一定の共通項がみとめられるのではないかと私が実感をこめて考えるようになったのは、一九七二年末に、シンガポールでの短期在外研究にたずさわってからのことである。シンガポールでは、客家幫の会館組織について、頼開龍氏の案内で知見をつちかう機会にめぐまれた。わずか十五日間の滞在ではあったが、見聞するうちにおのずから結ばれてくる客家のイメージを、もっとはつきりさせようとすると、きまってぶつかると、客家の祖先と客戸との関係そのものなのであった。この疑問は、南洋大学の謝哲声教授にもただし、その後、ケンブリッジ大学ではデニス・トゥイチェット教授に、また、スイスの山荘でハン・スーイン女史にもたずねてみた。謝教授とハン女史は客家出身の文人であり、トゥイチェット教授は唐朝史の碩学であるから、私の唐朝客戸論と客家見聞談を親切にきいてくださったのであるが、この客戸と客家の関係については慎重で、いくつつかの文

献等にかんする助言をえて帰った。やがて、それらの見聞資料や文献類の精読がすすむにつれて、客戸と客家の関係は、もはや無視できないものであることが判明した。そこで、そのことについての最初の見取図としてまとめたものが、本誌七二巻一号（一九七四年七月、故村松祐次教授追悼特集）所載の小稿「客戸と客家の史的連関」であった。それは、旧稿「唐末梁初華南の客戸と客家盧氏」（『社会経済史学』三三巻五号、一九六七年）において文献史料面だけから推定して描いたイメージの実感による確認のおぼえがきでもあるのだが、いずれも、客戸から客家への歴史的展開に重点をおいてしるしたために、客戸と客家の通時的な共通項の抽出という点では、まだ煮つまっていない。その煮つめの作業が本稿の課題となる。

## 二 客民の概念規定

客戸と客家の総称として、客民という概念をたてるのであれば、客民の本質を規定しておかねばなるまい。実は、そういう定義をしようとするとき、ともすれば歴史ばなれした抽象論にのめりこみ、純粹公理なるものになんじ

がらめにされがちである。だから、歴史の理論なるものによって実際の歴史が自縄自縛にならないかぎりにおいて、しかも具体的な複数の歴史事象が、その複数の個別具体性の芯において共有している共通項を顕在化し、その共通項によって一括される程度の抽象性をもとめてみたい。

中国史の史籍などに、古今を問わず用いられることばのひとつとして、客民という語がある。このことばは、狭義においては、客家そのものを意味するが、広義においては、寄留の民一般をさすと考えてよい。日本語の意味体系に翻訳してみるばあい、使用頻度の抜群に高い諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店)は、客民を「寄留の民」と解し、典拠として、「〔後漢書、馬援伝〕詔武威太守、令悉還金城客民、帰者三千余口。〔注〕客民、金城客人在武威者。」をあげている。もっとも、現代日本の法律用語としては、新しい住民登録法のもとで寄留といういいかたが廃止され、転入・転出概念で説明されていることは周知のとおりである。旧制で、本籍地以外の土地に九〇日以上居住することを寄留とよんでいたのは、その淵源をたずねれば、ほかでもない唐朝律令制

の宇文融による改正にまでたどりつくのではないかと思うが、いまは深入りしない。定義が定義をよぶ理の世界からやや具象の史実にもどった地点で、あえて規定すれば、本籍地を離れて他郷に転出または寄留し、僑寓の生活をいとなみ本籍を変更しないものは、その移動・転出が自発的なばあいであれ、外圧によって強制されたばあいであれ、その理由にかかわらず、おしなべて客民とよぶことにする。

この客民概念の応用例をしめせば、現代の在外華僑は、華僑として本籍を中国におきつづけるかぎり、客民であるが、東南アジア諸国の国籍を取得した「華人」(「華族」ともいう)は、もはや客民ではない、ということになる。ただし、いまでは華人となっているものも、かつて中国籍を抜かずに華僑として生活していた時代は、ここにいう客民範疇にふくまれる。中華人民共和国の第四期全国人民代表大会において採択され公布された新憲法の第二七条「国家は在外華僑の正当な権利と利益を保護する」という規定は、右の意味での客民としての華僑に適用されるものであり、客民ではない華人には適用されない。華人はそれぞれの現地国においてその国籍を取得

した国民であり、もはや中国憲法の対象外となったのである。このように考えれば、中国本籍の中国人客民、すなわち中国の客民に関する研究は、華僑一般をその対象に包含することとなる。そして華人にかんしては、その新国籍取得にいたるまでの華僑時代とその最終過程が、客民研究の対象となるのである。しかも、華人前史としての華僑研究がたいせつであるのは、それが客民でなくなる最終過程にこそ客民存在の矛盾性が集約的に顕在化し、客民としての客分状態を克服するために問題点が前面におしだされてくるからにはかならない。

ところで、客民存在の矛盾性といえば、その最も尖鋭なあらわれを狭義の客民としての客家にみることができると。狭義の客民というのは、客民のなかの客民といいかえてもよい。華僑一般を客民とみるのが広義であるとするれば、華僑のなかでもとりわけ古い時代から、広い地域にわたる移動の歴史、転出・転入のつきかさねの歴史をもつ客家のばあいこそ、客民性が凝縮されているからである。その矛盾のゆきつくところ、差別と迫害のまよになるほどであった。だからといって、貝塚茂樹氏のように、「広東・広西地区に一般漢人の地方民から蔑視さ

れ迫害をうけていた客家（はつか）とよばれる賤民が住んでいた」（岩波新書版『中国の歴史・下』、一九七〇年、一〇七頁）と賤民概念でとらえると、かえってその本質がわからなくなってしまう。

客民の矛盾性が、国家の支配制度に利用されるとき、あるばあいには良賤制における賤民という存在形態を強制されることもありうるが、太平天国期の客家がそのような賤民として制度化されていたという証明はない。もっとも、貝塚氏は、氏にとつての常識から判断して、実態としての賤民性を強調なさったのかもしれない。そうであれば、その常識に他者がどれほど同意できるかの岐路にたつこととなる。岐路の主観的な選択をうんぬんしてもはじまらないから、問題の所在をみきわめれば、たとえば、賤民概念ひとつをとつても、一面では、国家支配制度にかかわる制度概念があると同時に、他面、その制度をそもそも存立させる実態的な存在様式にかかわる実体概念がある。このことは、客民概念についても、しっかりわきまえて出発する必要があると思う。

なお、客家史については、拙稿「中国・東南アジアにおける客家の歴史的位置」『一橋論叢』六九卷四号、一九七

三年、「華人社会と客家史研究の現代的課題」および「嘉應五属客家の略史と現状」戴国焯編『東南アジア華人社会の研究』上・下、アジア経済研究所、一九七四年、等にて述べたことを、ここではくりかえさないことにする。

### 三 客民の制度概念と実体概念

中国の客民という概念は、中国史と華僑史にわたって通時性をもつものであるが、さらに、それを制度概念と実体概念のふたつの側面においてとらえることも、通時的に必要とされるであろう。私は、客戸史の研究をはじめめるにあたって、かつて次のようにしるしたことがある。

「一方においては、括戸政策や戸籍制度にかんする従来の制度史研究の成果をふまえ且つそれが客戸の《制度概念》の側面にかかわるものであることを限定的に自覚することによって、国家権力の側からする制度的意図を明確に把握しつつ、他方、そのような制度を成立させ、変化させ、ついには消滅させてゆく社会経済史の実体を、地域社会の伝統的諸条件のなかに見出すことによって、民間に存在ないし潜在する形態においても、また国家権

力機構によって把握された形態においても、およそ客戸の諸種の存在形態が分析されねばならず、しかもその《実体概念》と《制度概念》との媒介を可能ならしめる場も同時にあきらかにされなくてはならない、と思うのである。」(『唐・宋の客戸に関する諸研究』『東洋学報』四六卷二号、一九六三年)と。

このような路線に沿ってすすめられた客戸研究を、今後の客民分析への足場に組みたてるため、若干の反省をこころみたい。これまでの作業は、まず、実体概念をゆたかな具体性によって肉づけするための骨格ともいえるべき制度概念の確定につとめ、「唐代の客戸による逃棄田の保有」(『一橋論叢』五三巻一号、一九六五年)、「租庸調法から両税法への転換期における制度的客戸の租税負担」(『一橋大学研究年報』『経済学研究』一〇、一九六六年)等によって、唐朝による客戸の制度化のプロセスをあとづけることからはじまった。

その途次、均田制ならびに租庸調法から、両税法体制へ転換する唐朝の支配政策を、その人民掌握という決定的な次元でおさえるためのパラメーターとして、客戸の制度概念がうかがわがってくるにつれ、その根底によこ

たわる実体概念の側面をあきらかにする必要がたかまってきた。右の二論文のなかにも出てきてはいたのであるが、実体概念そのものを調べる作業にとりかかったのは、「唐代の『流庸』について」(『東洋史研究』二六卷二号、一九六七年)、「唐代における商業発展の一側面」(『一橋論叢』五九卷三号、一九六八年)等と、前述の「唐末梁初華南の客戸と客家盧氏」とにおいてであった。ところが、この頃から、出発のさいに予想した課題、すなわち「《実体概念》と《制度概念》との媒介を可能ならしめる場」の解明が、ひどく困難であることに気づきはじめ、かくれた「共同体」の暗中摸索を余儀なくされた。

礪波護氏が、私の旧稿を仔細にしらべて批判の矢を放ちはじめたのは、ちょうどそのような時期で、「唐の律令体制と宇文融の括戸」(『東方学報』京都第四一冊、一九七〇年)および「兩税法制定以前における客戸の税負担」(『東方学報』京都第四三冊、一九七二年)の二篇により拙見を批判、これにたいし私は今日にいたるまで答えるつとめを果たさずにきた。

礪波氏によって批判の対象とされた私の見解は、すべて、唐朝の客戸の制度概念の側面に限定されている。氏

がみずから明言されているとおり、制度史の分野において、決定しうることをまずはっきりさせようとする姿勢と努力の読みとれる力作であるだけに、批判の着眼点は正しいと思う。

まず、私の理解しえたかぎりでの礪波氏の論点を要約してみる。

すなわち、宇文融の括戸政策は、均田制の建直しを図るためにおこなわれたものではなくて、徴兵制たる府兵制の崩壊をくいとめるために、軍勤務拒否としての背軍逃亡への対策として立案されたものである。府兵制にかわって、募兵制たる曠騎の成立するのを契機として、開元十二年に政策転換をし、新附の客戸から輕税のみをとるにいたったのである。つまり、開元十二年六月壬辰の「置勸農使詔」(『通典』、『旧唐書宇文融伝』・「其新附客戸、則免其六年賦調、但輕税入官」)によって客戸の賦調を六年間免除し、輕税のみ徴収することにした。その六年後、開元十八年には、優待年限が切れることになるわけだが、そのとき、課Ⅱ賦調と税Ⅱ輕税を、居人(土戸・主戸)なみに全徴することにでもなれば、目もあてられなくなる。そこで、浮戸をあつめて營田戸にでもしては如何か、

との提案をしたのが、宇文融ではなくて裴耀卿であった。以上の範囲内で、礪波氏の批判的見解の方が正しいと考えられる部分の第一は、開元十二年六月五日詔の「毋得差科征役租庸一皆蠲免」(『資治通鑑』卷二二二)、「勿令州郡差科征役租庸一皆蠲放」(『冊府元龜』卷七〇)、『唐大詔令集』卷二二二)というくだりの読みかたである。私は、評点本通鑑の読点に引かれ、また、開元十五年二月乙卯制に「有征役者先差」(『資治通鑑』卷二二三)とある「差」の用法との連想のもとに、「征役を差科するを得る毋く、租庸は一に皆な蠲免す」と読み、「州郡をして征役を差科せしむるなかれ。租庸は、一に皆な蠲放す。」と解していたのであるが、差科・課・税の当時における用語例をふまえれば、礪波氏のように、「差科するを得るなかれ。征役と租庸と、一に皆な蠲放す。」(州郡をして差科せしむるなかれ。征役と租庸と、一に皆な蠲放す。)と読む方が理解しやすい。この点、私は、差科と輕税との区分をたしかなものにする史料の根拠をもちあわせず、不分明のまま議論をすすめたわけで、ここに訂正しておきたい。そのうえで、礪波氏が、「輕税」を「輕く税す」と読む必要はないと主張されることにたいしては、旧説

を維持し、その輕さの度合いがその土地の便宜や慣例にしたがって決定される点に、制度と実態とのかかりをあきらかにする重要なひとつの鍵がひそんでいることを、再度指摘しておきたい。

第二に、広徳二年の南郊赦文にかんして、二月十一日としたところを二月二十一日とあらため、客戸の納税問題に論及した部分は削除して、礪波氏の代案どおり、「広徳二年(七六四年)二月二十一日の南郊赦文により、客戸新附の奨励がおこなわれていたことがわかる」と書きかえる。

さて、以上の二点は、礪波氏の手堅い史料操作によって改訂が可能となったものである。その結果、私の提示した客戸の制度概念は、納税義務の変遷にかんして補正されることになったのであるが、その基底にある実体概念の側面にかんしては旧稿をあらためる必要はないと考える。

批判の細部にわたって私の現在の考えを縷述することはさしひかえ、大要をしるすにとどめたが、旧稿の「表一 制度的客戸の納税義務の変遷」を、礪波護氏の批判にこたえて改訂し、ここに再録しておこう。

表一 制度的客戶の納稅義務の変遷(改訂)

年次(括弧内西曆)	詔勅の名称	特 徴	制度的客戶の納稅義務	
			租 庸 調	力 役
玄宗開元九年 二月丁亥 (721)	科禁諸州逃亡制 (宇文融)	還逃戸を主対象とし、副次的に客戶の新附を公認する。	春附のばあい徵收、夏附のばあい免除	春附のばあい徵收、夏附のばあい免除
開元十一年 八月癸卯 (723)	(宇文融)	客戶の新附を奨励。		
開元十二年 六月壬辰 (724)	置勸農使安撫戸 口詔 (宇文融)	新附の客戶には、その寄留地にある閑田を開墾させる。開墾地の給授および税額の決定は、勸農使と州県官吏ならびに百姓の三者の協議に委ねる。	新附の後、六年間免除	(同上)
開元十三年 (725)	(宇文融)	客戶の稅錢を所在の常平倉運轉資金に充当する。		
代宗宝応元年 九月 (762)		寄寓一年にして土地を取得し自營している客戶を対象とする。		
広徳二年 二月二十一日 (764)	南郊赦	客戶新附の奨励がおこなわれていた。		
大曆四年 正月十八日 (769)		同一戸等のなかでは土戸、客戶の租稅比率の差別が撤廃され、ただし、客戶の戸等は、その資産		客戶は、土戸とおなじく、八等戸 七百分、九等戸 五百文



客民のひとつの典型として、唐朝の客戸支配制度をな  
がめたわけであるが、その特徴をいえば、唐朝による人  
民支配の主たる対象としての主戸や土戸を陽とするなら、  
客戸は陰である。生来の本籍地に地著する主戸・土戸層  
の地著性のかがやきをひきたたせるかのように、客戸は  
非地著の外来者として後景にひかえている。一般的に、  
封建制のとよびならわされる社会の所有関係のなかで、  
均田法による土地の授受モデルも、給田の対象を本貫・  
本籍地に地著する編戸に限り、本来は客民を排除するも  
のであった。「客と為っているのは、脚もとの危いこと

#### 四 主戸・客戸の同一性と差異性

だ」とは、敦煌地方の客民の嘆きでもある。すなわち、  
有名な大谷文書二八三五号によれば、逃亡して莊園の管  
理や耕作に従事する客民は、よればあいで薄酬で備わ  
れ、わるいばあいには喧嘩となったが、ことをかまえて  
みても、客民であるということは立場の弱いもので、正  
当な要求を主張するなどとも考えられないありさまで  
あった(拙稿「唐代における均田法・租庸調法の反復公布と  
括戸政策」『一橋研究』九号、一九六二年、七―八ページ)。莊  
園などの大土地所有も、主戸本位にくりひろげられてい  
ったのである。

ところが、主戸であっても土地を所有できなくなった  
無産者があらわれ、客戸であっても土地を取得する有産

徳宗建中元年 (780)	兩税法の制定	土戸、客戸の区別は納税義務にかんして一切撤廃、同一戸等は同一税額を銭納する。			額の実態から当然の帰結として下等級に局限される。の税銭を負担する。
--------------	--------	--	--	--	-----------------------------------

備考 中川学「租庸調法から兩税法への転換期における制度的客戸の租税負担」(一橋大学研究年報『経済学研究』10、一九六六年)に原載。彌波護氏による批判にこたえ、その後の拙見の展開をふまえて一九七五年一月改訂。

者が登場するようになって、課税体系が再編成されることになる。それが租庸調法から兩税法への転換なのであった。さきに見たように、「戸に土・客無く、見居を以て簿を為り、人に丁・中無く、貧富を以て差と為す」〔唐會要〕卷八三、租税上〕という兩税法の原理は、一見、あたかも土戸と客戸、土著と客居、主戸と客民の区別を「無く」し、その区別を全廃し、ただ資産を基準とする課説にきりかえたかのようにみえる。たしかに、課税制度だけをみれば、兩税法は土・客の区別を超越したのである。

しかし、それでは、どうして、隋朝の高潁、武周の李嶠、玄宗期の宇文融らが、くりかえし客戸の合法化をめざし、客民の公認によって「戸口を安輯」しようと努力しつづけたのか、釈然としないものがこのころ。

この点について、礪波護氏は、兵制との関係を重視し、概略つぎのように解釈される。すなわち、唐朝も中期までは府兵の徴兵制による国防がその支配のかなめであった、いわば武力国家の土台をゆるがせる兵士の逃亡を防止することに重点をおく括戸政策がもちいられたのであるが、八世紀後半における専売法と兩税法の成立は、

「唐朝をして武力国家から財政国家に、道義国家から警察国家に変貌させた」(一九七〇年論文、二六四ページ)の  
 であって、財政国家にふさわしい課税体系としての兩税法の資産対象・戸等対応課税という合理的な原理のまえに、主戸・客戸の区別は解消する、とみておられる。私  
 なるの理解にもとづいていいかえれば、李嶠も宇文融も  
 みな武力国家をささえるために、兵役拒否者としての逃  
 戸に檢括の鞭をふるったのだ、ということになる。この  
 かぎりにおいて、括戸政策の本質にせまる議論がすすめ  
 られているのであるが、それにくらべて、曠騎制募兵論  
 をからませたの財政国家移行論には説得力が欠けている。  
 どういうわけか、栗原益男氏や私などの「新説」への拒  
 絶反応がすぐに表面化してきて、せっかくの論旨が途切  
 れてしまい、かと思ふと、おそろしく急ぎ足に通説の復  
 活が宣言されて一巻のおわりになっている。兩論文をつ  
 うじて、私はとてもよい勉強をさせてもらい、じっくり  
 読んでたのしみにしてきたのである。とりわけ、礪波氏  
 の課と税についての研究ならびに三司使論に、囑望する  
 ところすくなくないのだが、それだけに、「財政国家」  
 像の構築に周到さを期待するものである。その期待にひ

きかえ、建中元年に近づくにつれてむしろ氏の独自のイメージがうすらいでいる。続稿を待望したい。

ところで、建中元年の客戸は、ほんとうに主戸と区別なく、平等な地平に住まえるようになったのであろうか。前稿「客戸と客家の史的連関」にしろしたように、私はむしろ逆の解釈をしている。礪波氏の見解と対比できる部分を抜き書きすれば——「唐朝支配の中期、宇文融の括戸政策以来、国家制度として動きはじめた主戸・客戸制は、その成立期に関するかぎり、土着の主戸を主たる経済基盤とし、浮動する流寓の客戸を副次的につなぎとめて主戸層の拡散・逃亡を防止する制度であった。これを継承し、整備された両税制とかみ合わせて運用した宋朝は、その人民支配の骨組を戸等制におき、主戸層の完全掌握を保障する歯止めとして、主戸の下位に客戸を設定した」と考えるのである。

前稿を補う意味で、岡本雅博氏の論説「宋代の戸籍上の客戸について」(『東方学』二八輯、一九六四年)を読みなおして考えさせられたことを追記しよう。とくに、宋朝支配体制のなかでの主戸・客戸関係が、どのような主・客の同一性と差異性によっていざ知られていたか、

という問題に限定する。

主・客の区別なく両税を課す、というのは、両税法の適用対象となる資産、なかんずく土地を所有するものであれば、その資産にたいして、資産額にみあう戸等をよりどころとして両税が課せられ、その資産の所有者が主戸であるか客戸であるかは不問に付する、という意味である。資産の所有者が、本籍地に地著する主戸であるのか、あるいは、本貫を離れて他郷に寄留している客戸であるのか、ということは、両税の課徴にとっては財政原則的には同一なのである。したがって、課税台帳となる簿籍は、本籍にかかわらずなく、見居すなわち現住所にもとづいて作製すればよい、と定められた。いいかえれば、両税法のもとでは、唐・宋両王朝をつうじて、資産の経済的価値がその所有者の社会的人格に優先する。とはいえ、岡本氏によれば、宋朝の戸籍制度において、主戸籍と客戸籍の区別が維持されており、『統資治通鑑長編』巻四〇「至道二年七月庚申の条」にみられるように逃戸が復業したり浮客が請田したりすれば、官は田土を給授して版籍につけ、しかも、「この場合、婦業戸及び浮客が戸籍上では如何に扱われるかが問題となるが、主戸・

『客戸』を区別する根本の基準が本貫地の者か否かに依っていたのであるから、当然、逃民の復業した者、つまり帰業戸は主戸籍へ、他郷から流移して来た浮客は客戸籍へ入れられたと考えるべきだ(七一ページ)とされる。これは、唐朝のばあいについて、私が強調しすぎるほど主張してきた、還逃戸と新附の客戸との区別と同じ問題なのであり、還逃戸は主戸であって、客戸と区別された。このことが唐・宋両朝に共通してみられるのであって、岡本氏のいわれるとおり、「すでに柳田氏も引用した宋会要、食貨六六、免役、開禧元年七月二十七日の条に『某人係客戸、元係何処人民、移来本郷幾年』とあるように、戸籍上の『客戸』を主戸と区別する基準は、本貫地の者か否かであると考える以外に根拠を見出すことができない。主戸でも他郷へ流移して、寄寓地の戸籍に編附されれば、戸籍上では『客戸』となり、『客戸』が本貫地へ帰って再び戸籍に編附されれば、主戸となるわけである(九ページ)。そして、本貫主義の原則は、むしろ村落行政のレベルで意味をもち、王安石の保甲法において、制度的客戸は保丁として保甲に編入されるが、保長・大保長・都副保正などの「責任者(職役負担者)は、

必ず主戸から選出されることになっている(一〇ページ)。開封府界五路のばあい、客戸は保甲に入るから許されない。すなわち、制度的客戸のなかには、「兩税負担者があり、中には資産が主戸の第三等に匹敵するものもいたわけであるが、保甲法の編成上では、差別待遇を受け、甚だしい場合(主戸だけで保丁を充足できる場合)には除外されているわけである。このことは、義務の量の面からは負担が軽減されるともいえるが、しかし、郷村における権力の末端から排除されるという差別待遇をうけることで、村落内における行政面での発言権が、甚だしく制限されていたということが出来る(一一ページ)。

右のような岡本氏の見解は、唐・宋両朝の客民を位置づけるのに有意義であるし、ここまでは異議がない。だが、さいごのところ、これを、「よそ者」扱い、と説明し、『よそ者』と『地の者』との違いは村落の政治、社会関係に現実性をもっていたわけである(一二ページ)と結論づける点には、賛同を保留せねばならない。あまりにも、日本の日常語を無媒介的にもちこんでしまうことは、一見、わかりやすいようであるが、実は、微妙

なニュアンスのふくらみを吹き消し、あと一步のところ  
で対象の内在的理解からみずからを引き離してこちら側  
の日常観念の自己満足的な正当化におちいらせる危険が  
大きいからである。私が、以上のような客戸のありよう  
を、「よそ者」と翻訳することを避け、「客民」という独  
立概念を設立して把握しようとするのも、同一性をみて  
差異性をみない思いこみにおちいりたくないからであり、  
また、そのような表現の奥にこめられた現実の重みをか  
ろんじたくないからでもある。

## 五 結 語

客家のことを「賤民」だといってみたり、客戸のこと  
を「よそ者」だと説明してみたりするのは、そのように

表現する論者の内面にひそむ日常観念の表白ではあつて  
も、対象であるはずの中国の歴史的な社会現実を、その  
個性に即して内在的に理解することにはならない。その  
ような表現が、われわれにとってわかりやすい、という  
ところに、かえって、われわれ以外の世界にまでは通用  
しない独断の陥穽がひそんでいるのであろう。

中国の客戸と客家の固有の世界を理解する手がかりと  
して、あえて客民という、われわれには馴染まないこと  
ばによって総称しようとするのは、認識の対象と主体を  
べったり癒着させようと待ちかまえているわが内なる日  
常情性をふりはらう必要があるからなのであった。

(一九七五年一月)(一橋大学助教授)